

6. 平成22年度犯罪被害者等施策関係予算等調

(平成20年度～平成22年度 平成20年度決算額を含む)

(1) 総括表

(単位：百万円)

	平成20年度 予 算 額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予 算 額	対前年度 増△減額	平成20年度 決 算 額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	8,798	8,801	6,969	△1,832	6,238
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	677	656	468	△188	262
3. 刑事手続への関与拡充への取組	31	31	33	2	0
4. 支援等のための体制整備への取組	758	736	694	△42	357
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(※1)	98 (うち再掲17)	76 (うち再掲17)	50 (うち再掲3)	△26	58 (うち再掲12)
6. 推進体制(※2)	74 (うち再掲41)	73 (うち再掲40)	66 (うち再掲37)	△7	41 (うち再掲27)
総 計(再掲分を除く) (※3)(※4)	10,380	10,316	8,239	△2,077	6,917

(※1)「5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組」のうち、「2 広報のためのポスター等の作成」、「3 犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費」については、再掲である。

(※2)「6. 推進体制」のうち、「1 都道府県担当者会議の開催」「3 地域における被害者支援の普及推進」については再掲である。

(※3) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額は含めていない。

(※4) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。

(2) 施策・事業一覧

(単位：百万円)

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
総 計(再掲分を除く)	10,380	10,316	8,239	△2,077	6,917	
【重点課題に係る具体的施策】						
1. 損害回復・経済的支援等への取組	8,798	8,801	6,969	△1,832	6,238	
1 経済犯罪等の被害者救済に関する広報経費【金融庁】	3	—	—	—	2	(20年度限り)
2 金融犯罪等の予防及び被害者救済に関する広報経費【金融庁】	—	2	—	△2	0	(21年度限り)
3 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】	9	5	5	0	—	刑事手続や法的救済措置等の概要や被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者に必要な情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布しているもの【計画 V第1・1(6)ア, 第4・1(22)】
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—	
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	8	4	4	0	—	

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
重4 犯罪被害者等給付金【警察庁】	2,136	1,944	1,809	△135	2,096	通り魔殺人等の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害が残るといった重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者から損害賠償も得られず、何らの公的救済も受けられない犯罪被害者又は、その遺族に対し社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図る。
5 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】	16	15	15	0	19	犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る諸経費
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	12	11	11	0	15	
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	4	4	4	0	4	
6 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	112	112	112	0	—	性犯罪被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊費用等について負担し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。 【計画 V第1・2(4)】
7 司法解剖後の遺体搬送費の改善【警察庁】	52	52	52	0	—	司法解剖後の遺体搬送について、遺族の経済的負担の軽減を図る。【計画 V第1・2(5)】
8 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	41	41	41	0	—	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による遺体の損傷を目立たないように措置する。【計画 V第1・2(5)】
9 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	43	43	43	0	—	身体犯被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料について負担し、被害者の経済的負担の軽減を図る。
10 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ【警察庁】	32	32	32	0	—	自宅が犯罪現場となるなど居住場所の確保が困難になった被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げる。【計画 V第1・3(2)オ】
重11 オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給【警察庁】	—	1,260	258	△1,002	—	平成20年6月18日に公布され、12月18日から施行された「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」に基づき、オウム真理教による一連の事件の被害者・遺族に対して、被害の状況に応じて、見舞金的性格の給付金を国から支給する。
12 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、損害賠償請求に要する費用の負担軽減を図る。【計画 V第1・1(4)ア、第3・1(1)ア】 (注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	10,395 の内数	10,407 の内数	15,542 の内数			
13 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0	刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したことなどにより、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。
14 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	— 887 の内数	— 899 の内数	— 894 の内数	—	—	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【計画 V第1・3(2)ア、第2・2(3)ア】

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
15 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— 〔 13,716 の内数 〕	— 〔 5,033 の内数 〕	— 〔 5,033 の内数 〕	—	—	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 V第1・3(2)イ, 第2・2(3)イ】
16 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の一部【厚生労働省】	— 〔 55 の内数 〕	— 〔 44 の内数 〕	— 〔 41 の内数 〕	—	—	
17 雇用管理相談援助業務【厚生労働省】	〔独法〕—	—	—	—	—	
18 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	— 〔 1,379 の内数 〕	— 〔 1,489 の内数 〕	— 〔 1,562 の内数 〕	—	—	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【計画 V第1・4(2)ア, イ】
19 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	4	6	6	0	1	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレット及びポスターを作成・配布するとともに、導入状況等及び利用状況等についてアンケート調査を実施する。(労働保険特別会計)【計画 V第1・4(3)】
20 自動車事故相談及び示談あつ旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	570	570	0	570	(財)日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあつ旋事業に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【計画 V第1・1(8)エ】
21 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	150	150	150	0	150	自動車損害賠償保障法の指定紛争処理機関が行う自賠償の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【計画 V第1・1(8)ア】
22 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	5,066	4,049	3,417	△632	2,995	ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。(自動車安全特別会計)【計画 V第1・1(8)オ】
23 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	562	518	458	△60	405	自動車事故被害者救済のため、交通遺児育成基金事業等に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)
24 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置費用を負担する。また、司法解剖後の遺体搬送費用の一部を負担する。
重25 犯罪被害者の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	—	1	1	0	—	犯罪被害者の刑事手続における経済的負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料の費用を負担する。
26 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配付【国土交通省】	1	1	1	0	1	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要な情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配付する。

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	677	656	468	△188	262	
1 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	105	105	105	0	—	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立直りを支援するため、少年補導職員等や部外専門家等による心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行う。【計画 V第2・1(19)】
2 法務省との間における出所情報の共有のためのシステム整備【警察庁】	— 〔 1 の内数〕	0	0	0	—	
3 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施する。【計画 V第2・2(5)】
4 保護対策の推進【警察庁】	247	206	201	△5	—	暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙など迅速な対応を行うとともに被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借り上げ等を行う。【計画 V第2・2(6)】
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	34	34	34	0	—	
(2) 保護対策用捜査支援資機材の整備	10	1	0	△1	8	
(3) けん銃使用対立抗争事件における住民保護・捜査支援資機材の整備	37	4	0	△4	32	
(4) 保護対象者警戒資機材の整備	22	22	22	0	—	
(5) 保護対象者居宅への警備用資機材借上等	114	114	114	0	—	
(6) 保護対策用住居借り上げ	32	32	32	0	—	
5 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保【警察庁】	11	5	4	△1	—	配偶者からの暴力事案について、加害者に対する指導警告、被害者に対する自衛措置の教示等の援助、パトロールの強化及び保護命令違反の検挙等を推進する。【計画 V第2・2(8)ア】
(1) DV広報用リーフレット	1	—	—	—	—	(20年度限り)
(2) DV 広報用ポスター	1	—	—	—	—	(20年度限り)
(3) 配偶者暴力対策資機材の整備・監視警戒システム	10	5	4	△1	—	
(4) 配偶者暴力情報管理業務の構築	—	— 〔 172.284 の内数〕	—	—	—	
6 子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業【警察庁】	40	21	21	0	19	人身取引事犯などの被害者となっている女性などの早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査などに役立てる。【計画 V第2・2(8)ア】

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
7 児童虐待等の被害から少年を守るための被害抑止対策の充実強化【警察庁】	6	—	—	—	—	(20年度限り)
8 被害者等に対する精神科医による支援【警察庁】	6	6	7	1	—	犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対し、精神科医によるカウンセリング等の支援により、精神的被害の回復・軽減を図る。
9 職員等に対する研修の充実等【警察庁】	20	20	14	△6	—	採用時や昇任時において被害者対策に関する必要な教育を実施し、また、専門的知識を要する職員に対してカウンセリング技術など特別な教育、研修を実施している。【計画 V第2・3(1)ア】
(1) 警察職員に対する研修(カウンセリング担当者専科)	2	2	2	0	—	
(2) 被害類型別教養ビデオの制作	6	6	0	△6	5	
(3) 全国被害者対策担当課長会議等	3	3	2	△1	—	
(4) カウンセリング職員に対する専門研修	9	9	10	1	—	
10 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】	170	168	33	△135	—	被害者等の心情に配慮し捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に感じられるようにするため、施設等の整備・改善に努めている。【計画 V第2・3(5)】
(1) 被害者対策用車両の整備	141	140	0	△140	134	
(2) 警察施設外の相談会場借り上げ	14	14	14	0	—	
(3) 犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	1	1	1	0	—	
(4) 性犯罪捜査証拠採取セットの保有	13	13	13	0	—	
新(5) 性犯罪被害者対応拠点モデル事業	—	0	5	5	—	
新11 児童ポルノ被害児童支援の促進【警察庁】	—	0	2	2	—	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立ち直りを支援するため、少年補導職員等や部外専門家等による心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行う。【計画 V第2・1(19)】
12 被害者等に対する情報提供【法務省】	7	7	8	1	—	1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護(再被害防止)を図るための出所情報通知制度【計画 V第2・2(1)イ, 第3・1(20)】
13 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	10	10	10	0	9	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。【計画 V第2・1(14), 第2・3(1)エ, 第3・1(18), 第4・2(11)ア】
14 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	26	56	28	△28	26	捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図る。【計画 V第2・3(6)】

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
15 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	29	29	30	1	29	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点」を取り入れた教育の実施。【計画 V第2・2(12)ア, 第3・1(24)ア】
16 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	1	1	3	2	—	犯罪被害者等に対して、刑事裁判終了後又は保護処分決定確定後の加害者に関する情報を提供する。【計画 V第2・2(1)イ, 第3・1(20), (21)】
17 しよく罪指導の実施【法務省】	1	1	0	△1	—	(21年度限り)
18 スクールカウンセラー活用事業補助の一部【文部科学省】	— (3,365 の内数)	— (14,261 の内数)	— (13,093 の内数)	—	—	外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談できるよう電話相談体制を充実する。【計画 V第2・1(18), 第4・1(16), (17), 第4・2(13), 第5・1(15)ア】
19 子どもと親の相談員等の配置の一部【文部科学省】	— (3,365 の内数)	— (14,261 の内数)	— (13,093 の内数)	—	—	
20 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	— (1,439 の内数)	— (1,381 の内数)	— (1,215 の内数)	—	—	生徒指導又は教育相談を担当する指導主事等に対し、不登校・いじめ等の問題行動や児童虐待等の生徒指導上の今日的諸課題について、最新の知見や全国的動向、研究成果、対応方策に関する必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する(独立行政法人教員研修センター)。【計画 V第2・1(18)ウ, 第5・1(15)イ】
21 非行等青少年のための立ち直り支援推進事業の一部【文部科学省】	— (16,970 の内数)	— (16,970 の内数)	—	—	—	(21年度限り)
22 訪問型家庭教育相談体制充実事業の一部【文部科学省】	— (1,153 の内数)	— (354 の内数)	—	—	—	(21年度限り)
23 家庭教育支援基盤形成事業の一部【文部科学省】	—	— (14,261 の内数)	— (13,093 の内数)	—	—	身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、子育てサポーターリーダーの養成や民生委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や相談対応等を行う取組を支援する。【計画 V第2・2(12)オ】
24 地域における家庭教育支援基盤形成事業の一部【文部科学省】	— (1,153 の内数)	—	—	—	—	(20年度限り)
25 児童保護費等負担金(入所施設措置費等)の一部【厚生労働省】	— (77,538 の内数)	— (79,748 の内数)	— (81,272 の内数)	—	—	児童養護施設等における入所に要する経費
26 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	— (1,287 の内数)	— (1,261 の内数)	— (1,251 の内数)	—	—	婦人保護施設における入所に要する経費

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
27 婦人保護事業費負担金 の一部【厚生労働省】 (1.14の再掲)	— (887 の内数)	— (879 の内数)	— (875 の内数)	—	—	婦人相談所(一時保護所)に おける保護に要する費用等【計 画 V第1・3(2)ア, 第2・2 (3)ア】(再掲)
28 児童自立生活援助事業 の一部【厚生労働省】	— (2,329 の内数)	— (2,473 の内数)	— (81,272 の内数)	—	—	(「児童保護費等負担金(入所 施設措置費等)の一部」に振替)
29 こころの健康づくり対 策事業【厚生労働省】	— (29 の内数)	— (26 の内数)	— (18 の内数)	—	—	地域の医療関係者等に対し、 こころの健康づくり対策事業と してPTSD対策専門研修会(犯 罪被害者対策を含む。)を実施 するとともに、医師、看護師、 保健師、精神保健福祉士等を対 象とした思春期精神保健の専門 家養成研修を実施する。【計画 V第2・1(1), (8)】
30 高次脳機能障害支援普 及事業の一部(都道府 県実施分)【厚生労働 省】	— (40,000 の内数)	— (44,000 の内数)	— (44,000 の内数)	—	—	高次脳機能障害者への支援拠 点機関を設置し、相談支援体制 を整備する。【計画 V第2・ 1(6)】
31 高次脳機能障害支援普 及事業の一部(国立身 体障害者リハビリテー ションセンター実施 分)【厚生労働省】	— (16 の内数)	— (13 の内数)	— (12 の内数)	—	—	「全国高次脳機能障害支援拠 点センター」として、地方の支 点機関との連携を図り、「連絡 協議会の開催」、「研修事業を 含む普及啓発活動」を行うとと もに、平成15年度に開発した支 援プログラム等について、事例の 積み上げによる検証を行い、更 に有効性のあるものに改正して いく。【計画 V第2・1(6)】
32 子どもの心の診療拠点 病院機構推進事業【厚 生労働省】	— (4,782 の内数)	— (4,620 の内数)	— (8,093 の内数)	—	—	様々な子どもの心の問題、児 童虐待や発達障害に対応するた め、都道府県域における拠点病 院を中核とし、各医療機関や保 健福祉機関等と連携した支援体 制の構築を図るための事業を平 成20年度より3か年のモデル事 業として実施する。【計画 V 第2・1(9)】
33 子どもの心の診療中央 拠点病院の整備に必要 な経費【厚生労働省】	—	21	0	△21	—	(21年度限り)
34 個別対応できる一時保 護所の環境改善の一部 【厚生労働省】	— (13,716 の内数)	— (5,033 の内数)	— (5,033 の内数)	—	—	虐待を受けた子どもと非行児 童との混合処遇の状況を改善す ることや非行児童に個別対応で きる居室等の改善を行う。【計 画 V第2・2(3)イ】
35 夜間対応等の体制整備 の一部【厚生労働省】	— (2,329 の内数)	— (2,473 の内数)	— (2,508 の内数)	—	—	夜間休日における連絡や相談 対応の確保、中核市規模の人口 を有する市での設置の促進、分 室・支所の活用による市町村支 援体制の確保等を図る。【計画 V第2・1(16)ア】
36 虐待対応のための協力 医療機関の充実の一部 【厚生労働省】	— (2,329 の内数)	— (2,473 の内数)	— (2,508 の内数)	—	—	児童虐待に対する医療的ケア の重要性にかんがみ、地域の医 療機関との協力、連携体制の充 実を図る。【計画 V第2・1 (16)イ】
37 子どもを守る地域ネッ トワーク(要保護児童 対策地域協議会)の設 置促進及び機能強化 【厚生労働省】	— (37,500 の内数)	— (38,800 の内数)	— (36,100 の内数)	—	—	市町村において、関係機関が 連携し児童虐待等の対応を図る 「子どもを守る地域ネットワー ク(要保護児童対策地域協議会) 」について、設置促進及び機 能強化を図る。【計画 V第 2・1(17)】
38 専門里親の一部【厚生 労働省】	— (77,538 の内数)	— (79,748 の内数)	— (81,272 の内数)	—	—	専門里親への委託に要する費 用【計画 V第2・1(20)】

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
39 里親支援機関事業の一部【厚生労働省】	— 〔 2,329 の内数 〕	— 〔 2,473 の内数 〕	— 〔 2,508 の内数 〕	—	—	里親への委託を積極的に推進するため、里親委託・支援等の専門機関を創設し、既存の事業である「里親委託推進事業」及び「里親支援事業」を組み替えるとともに、新たに里親制度の広報啓発や、里親への訪問指導等の事業を実施する。【計画 V第2・1(20) (21年度限り)
40 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の一部【厚生労働省】	— 〔 2,329 の内数 〕	— 〔 2,473 の内数 〕	—	—	—	
41 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	— 〔 2,329 の内数 〕	— 〔 2,473 の内数 〕	— 〔 2,508 の内数 〕	—	—	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化。【計画 V第2・2(8)ア】
42 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	— 〔 2,329 の内数 〕	— 〔 2,473 の内数 〕	— 〔 2,508 の内数 〕	—	—	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施。【計画 V第2・3(1)ケ】
43 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	— 〔 2,329 の内数 〕	— 〔 2,473 の内数 〕	— 〔 2,508 の内数 〕	—	—	児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施。
3. 刑事手続への関与拡充への取組	31	31	33	2	0	
1 犯罪被害者に対する通知【警察庁】	13	13	13	0	—	被害者等に対し、捜査の状況や加害者の検挙等の連絡を行う。【計画 V第3・1(13)ア】
2 交通事故自動記録装置の整備【警察庁】	— 〔 17 の内数 〕	— 〔 17 の内数 〕	—	—	—	科学的かつ効率的な事故捜査と的確な被害者対策を推進するため、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努めている。【計画 V第3・1(14)】
3 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	— 〔 9,083 の内数 〕	— 〔 15,796 の内数 〕	— 〔 15,548 の内数 〕	—	—	資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、被害者参加人のための公費による弁護士選任制度を導入し、同制度の下での所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。【計画 V第3・1(10)】 (注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
4 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	1	1	1	0	—	犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を、矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝え、仲介をする。【計画 V第3・1(22)】
5 仮釈放審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	17	17	20	3	—	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理等を実施する。【計画 V第2・3(12)イ, 第3・1(26), 第3・1(27)】
4. 支援等のための体制整備への取組	758	736	694	△42	357	
1 都道府県担当者会議の開催【内閣府】	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 IV(2)ア, イ, V第4・1(1)】
2 広報のためのポスター等の作成【内閣府】	8	10	3	△7	7	犯罪被害者等のための施策全般について、広く国民への周知を図るためのポスター、教材等の啓発資料を作成する。【計画 V第4・3(3), 第5・1(11)】

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
3 犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費【内閣府】	9	7	—	△7	5	(21年度限り)
4 支援ネットワーク形成促進事業【内閣府】	20	—	—	—	12	(20年度限り)
新5 被害者支援ハンドブック作成支援事業【内閣府】	—	18	—	△18	—	(21年度限り)
6 民間団体における被害者支援人材育成支援事業【内閣府】	17	28	40	12	9	民間支援団体が参照できるような研修カリキュラムモデル案及び研修カリキュラム・モデル案に基づいた自学自習用の教材を作成し、民間支援団体が実施する研修への支援を行う。【計画 V第4・1(4), 3(3)】
7 交通事故相談活動の推進経費【内閣府】	57	57	20	△37	54	研修会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所等における交通事故相談活動の円滑な推進を図るため、交通事故相談員支援を行う。【計画 V第4・1(9)】
8 交通事故被害者サポート事業経費【内閣府】	21	21	21	0	11	交通事故被害者の自立を支援する立場にある者の技術を向上させるとともに、交通事故被害者自助グループ間の連携を図る等、交通事故被害者の支援を行う。
9 配偶者からの暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進経費【内閣府】	36	38	35	△3	28	配偶者暴力の被害者相談担当者の相談業務等の質を向上するため、セミナーを開催するとともに、専門的な知識や経験を有する者の派遣による助言・指導を行う。また、地方公共団体や民間団体（有識者・専門家）との連携を図るために配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議を開催する。さらに、配偶者からの暴力の被害者のニーズに合致したきめ細かな自立支援を行うため、自立支援モデル事業を行う。
10 配偶者等からの暴力に関する実態調査経費【内閣府】	14	—	—	—	13	(20年度限り)
11 女性に対する暴力に関する個別課題調査経費【内閣府】	—	9	9	0	—	配偶者暴力被害者の支援の取組推進や、地域における関係機関の連携促進に資するため、市町村における被害者支援の取組状況、連携状況等について調査を行う。
12 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	—	6	9	3	—	全国共通ダイヤルにより、配偶者からの暴力についてどこに相談したらよいかわからないという被害者に対し、最寄りの相談窓口を案内し、さらに案内された相談機関の中から被害者の希望する相談機関に直接相談できるサービスを実施する。
13 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、特定非営利活動促進法の施行体制整備や市民活動団体等基本調査の実施等を行う。（当該施策は犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。）
14 ストーカー事案への適切な対応【警察庁】	—	7	7	0	—	ストーカー規制法の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を習得させることを含む専門教育を実施する。【計画 V第4・1(11)】
	〔 305 の内数〕	〔 293 の内数〕	〔 190 の内数〕			

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
15 警察のカウンセリング アドバイザー委嘱【警 察庁】	25	25	25	0	—	警察職員のカウンセリング技 術の向上及び精神的ストレスの 軽減を図るため、部外の精神科 医や臨床心理士等からのアドバ イスを受ける。【計画 V第 4・2(9)】
16 犯罪被害者支援に関す る調査研究【警察庁】	8	5	0	△5	4	犯罪被害の実態等を調査し、 警察の行う被害者支援の充実に 活かすための調査研究を行う。 【計画 V第4・2(5)】
新17 被疑者・被害者等に対 する面接手法の行動科 学的研究【警察庁】	—	—	18	18	—	「認知面接技法」等欧米にお いて標準化されている面接技法 の有効性について、我が国への 導入を念頭に、調査・実験を実 施し、我が国の法体系や文化に 適した面接技法の基盤を確立す る。【計画 V第4・2(5)】
重18 民間団体への支援の充 実【警察庁】	242	212	213	1	—	民間被害者支援団体が被害者 支援に果たす役割の重要性を鑑 み、その活動の促進を図るた め、財政的支援の充実を図る。 【計画 V第4・3(2)ア】
(1) 民間被害者支援団体等 に対する活動支援	11	10	6	△4	4	
(2) 犯罪被害者等早期援助 団体に対する直接支援 業務の委託	45	57	59	2	—	
(3) 民間被害者支援団体に 対する相談業務の委託	127	94	96	2	—	
(4) 民間被害者支援団体に 対する被害者支援に関 する理解の増進等に係 る業務の委託	60	52	52	0	—	
19 被害者等からの相談へ の対応【法務省】	210	205	208	3	—	
(1) 被害者支援員の配置	183	182	191	9	183	被害者等から被害相談、裁判 傍聴の付添い、各種支援団体へ の紹介等刑事手続に関する相談 業務を行う被害者支援員を配 置。【計画 V第4・1(13)】
(2) 被害者ホットラインの 設置	1	1	1	0	—	被害者対応窓口における被害 者ホットラインの開設。【計画 V第4・1(13)】
(3) 刑事手続に関するパン フレットの作成・配布 等	26	22	16	△6	26	検察庁での被害者に対する保 護と支援について分かりやすく 解説した犯罪被害者用パンフ レットの作成。【計画 V第 3・1(12)ア、エ、第4・1(23) ア、イ】
20 更生保護官署における 支援等のための体制整 備【法務省】	88	87	85	△2	—	関係機関・団体等との連携確 保、研修の実施等更生保護官署 における犯罪被害者等に対する 支援を行うために必要な体制を 整備する。【計画 V第4・1 (34)】
21 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—	相談者（犯罪被害者等を含 む。）からの各種人権相談への 対応（「子どもの人権110番」、 「子どもの人権専門委員」によ るものを含む。）。【計画 V第 4・1(14)】
	〔 3,724 の内数	〔 3,665 の内数	〔 3,597 の内数			人権擁護関係予算
22 人権侵犯事件の調査・ 処理等【法務省】	—	—	—	—	—	人権侵犯事件の調査・処理に よる被害者（犯罪被害者等を含 む。）の被害の救済及び予防。
	〔 3,724 の内数	〔 3,665 の内数	〔 3,597 の内数			人権擁護関係予算

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
23 相談及び情報の提供等 【法務省】	— 〔 10,395 の内数 〕	— 〔 総合法律支援事業に係る運営費交付金 10,407 の内数 〕	— 〔 15,542 の内数 〕	—	—	<p>日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【計画 V第1・1(4)イ, 第3・1(11)イ, 第4・1(27ア)】</p> <p>日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携を図る。【計画 V第1・1(4)エ, 第3・1(11)エ, 第4・1(27ウ)】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画 V第4・1(37)】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、地方公共団体（捜査機関を含む。）、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【計画 V第4・1(27オ), 第4・3(8)】</p> <p>(注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。</p>
24 犯罪被害に関する総合的研究【法務省】	2	—	—	—	2	(20年度で終了)
25 問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部【文部科学省】	— 〔 855 の内数 〕	— 〔 853 の内数 〕	—	—	—	(生徒指導・進路指導総合推進事業へ統合)
26 いじめ対策緊急支援総合事業【文部科学省】	— 〔 105 の内数 〕	— 〔 105 の内数 〕	—	—	—	(生徒指導・進路指導総合推進事業へ統合)
新27 生徒指導・進路指導総合推進事業の一部【文部科学省】	—	—	〔 491 の内数 〕	—	—	<p>生徒指導・進路指導は教科指導等とともに初等中等教育段階における学校教育の根幹となる重要な要素であるが、生徒指導上の諸問題について見れば児童生徒の問題行動等が複雑化・多様化し、対応・解決が困難な事例が増加している。また、進路指導では、生涯にわたるキャリア形成の基本となる能力・態度を育成する事が重要となってきており、いずれについても全国的な充実が課題である。そのため、外部機関等との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発など様々なアプローチにより事業を実施し、その有効性の検証と成果の普及を図る。</p>
28 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	— 〔 1,538 の内数 〕 ※平成20年度はスクールソーシャルワーカー活用事業として実施	— 〔 学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金 14,261 の内数 〕	— 〔 13,093 の内数 〕	—	—	<p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者等の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し課題解決への対応を図る。【計画 V第2・1(17), 第2・2(9)イ, 第4・1(16), (17), 第5・1(15ア)】</p>

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
29 虐待・思春期問題情報 研修センター事業費の 一部【厚生労働省】	— 〔 186 の内数 〕	— 〔 186 の内数 〕	— 〔 180 の内数 〕	—	—	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るため研修の充実を図る。(年金特別会計) 【計画 V第4・2(15)】
5. 国民の理解の増進と配慮・ 協力の確保への取組	98	76	50	△26	58	
1 犯罪被害者等施策の啓 発のための中央・地方 大会の開催【内閣府】	17	15	9	△6	10	犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「犯罪被害者週間国民のつどい」を中央及び複数の地域で開催する。【計画 V第5・1(8), (10)】
2 広報のためのポスター 等の作成【内閣府】 (4.2の再掲)	8	10	3	△7	7	各省庁が行う情報提供に加えて、犯罪被害者等のための施策全般について、広く国民への周知を図るためのポスター、教材等の啓発資料を作成する。【計画 V第4・3(3), 第5・1(11)】
3 犯罪被害者等に関する、 類型別の継続的な 実態調査経費【内閣府】 (4.3の再掲)	9	7	—	△7	5	(21年度限り)
4 国民意識等に係る研究 調査等【内閣府】	15	—	—	—	2	(20年度限り)
5 地域における被害者支 援の普及推進【内閣府】	40	39	37	△2	27	地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたモデル事業を実施し、先進的な事例として普及啓発を行う。【計画 IV(2)イ】
6 犯罪被害者等施策に関 する広報啓発活動【警 察庁】	9	4	0	△4	6	犯罪被害者の置かれた実情について理解を深めるため、民間被害者支援団体等と連携するなどし、広報啓発活動を推進する。【計画 V第5・1(11)イ, ウ】
(1) 社会全体で被害者を支 え、被害者も加害者も 出さない街づくり事業	9	4	0	△4	6	
(2) 警察庁ホームページに おける犯罪被害者対策 の諸施策の揭示	1	—	—	—	—	(20年度限り)
7 人身取引被害申告票の 作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1	人身取引被害者が被害申告をする際の連絡先等を記載した申告票を作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努める。
8 人権啓発活動【法務省】	— 〔 3,724 の内数 〕	— 〔 3,665 の内数 〕	— 〔 3,597 の内数 〕	—	—	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙、週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。【計画 V第5・1(9)イ】
9 地域に根ざした道徳教 育の推進の一部【文部 科学省】	— 〔 658 の内数 〕	— 〔 1,336 の内数 〕	— 〔 706 の内数 〕	—	—	児童生徒に命や思いやりを大切にすることをはぐくむ教育を充実するなど学校・地域の実情等にに応じた多様な道徳教育を支援する。【計画 V第5・1(1)ア, イ】

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
10 豊かな体験活動推進事業の一部【文部科学省】	— 〔 1,012 の内数〕 ※平成20・21 年度は豊かな 体験活動推進 事業として実 施	— 〔 1,079 の内数〕	— 〔 13,093 の内数〕	—	—	豊かな人間性や社会性を育む ため、自然体験活動等の様々な 体験活動を推進する。
(1) 児童生徒の輝く心育成 事業	— 〔 1,012 の内数〕	— 〔 1,079 の内数〕	—	—	—	(21年度限り)
11 人権教育を推進するた めの指導者の養成を目的 とした研修の一部【文部科学省】	[独法]— 〔 1,439 の内数〕	[独法]— 〔 1,381 の内数〕	— 〔 1,215 の内数〕	—	—	人権教育を担当する指導主事 等に対し、学校教育全体におい て人権教育を推進するためのプ ログラム開発や効果的な指導、 家庭、地域等との連携を推進す る方策等について、研究協議及 び演習等を行うことにより必要 な知識等を修得させ、各地域に おいて本研修内容を踏まえた研 修の講師等としての活動や各学 校への指導・助言等が行われる ための研修を実施する。【計画 Ⅴ第5・1(3)ア、イ】
12 人権教育開発事業等の 一部【文部科学省】	— 〔 202 の内数〕	— 〔 201 の内数〕	— 〔 114 の内数〕	—	—	基本的人権尊重の精神を高 め、一人ひとりを大切にした教 育を推進する観点から、「人権 教育総合推進地域」、「人権教育 研究指定校」、「人権教育の指導 方法等に関する調査研究」を総 合的に実施し、学校教育におけ る人権教育の開発を進める。 【計画 Ⅴ第5・1(3)ア、イ】
13 家庭教育手帳の作成の 一部【文部科学省】	— 〔 65 の内数〕	— 〔 25 の内数〕	—	—	—	(21年度限り)
14 心のケア対策推進事業 【文部科学省】	— 〔 9 の内数〕	— 〔 7 の内数〕	— 〔 7 の内数〕	—	—	子どもの日常的な心身の健康 状態を把握し、健康問題などに ついて早期発見・早期対応を図 ることができるよう、教員を対 象とした指導参考資料を作成す る。【計画 Ⅴ第5・1(9)ウ、 エ】
16 児童虐待防止推進全国 フォーラム開催等広報 啓発経費の一部【厚生 労働省】	— 〔 22 の内数〕	— 〔 16 の内数〕	— 〔 17 の内数〕	—	—	児童虐待の現状やその防止に 向けての取組を広く国民に周知 するため、様々な媒体を活用し た広報活動を行うとともに、11 月の児童虐待防止推進月間に、 ポスター等の作成及び全国 フォーラムの開催など集中的な 広報啓発活動を実施する。【計 画 Ⅴ第5・1(9)ウ】
6. 推進体制	74	73	66	△7	41	
1 都道府県担当者会議の 開催【内閣府】(4.1の 再掲)	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な 連携の下に犯罪被害者等施策の 推進を図るため、都道府県担当 者会議を開催する。【計画 Ⅳ (2)ア、イ、Ⅴ第4・1(1)】
2 地方公共団体職員向け 研修【内閣府】	20	19	19	0	8	地方公共団体職員向け研修プ ログラムを作成し、ブロック別 研修会を開催する。【計画 Ⅳ (2)イ】
3 地域における被害者支 援の普及推進【内閣府】 (5.5の再掲)	40	39	37	△2	27	地域社会全体における取組を 促進するため、「支援の裾野を 広げる取組」及び「犯罪被害者 団体等との協働」を柱としたモ デル事業を実施し、先進的な事 例として普及啓発を行う。【計 画 Ⅳ(2)イ】

施策・事業	平成20年度 予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 予算額	対前年度 増△減額	平成20年度 決算額	施策・事業の概要
4 地域における犯罪被害者等支援実態調査経費【内閣府】	—	8	—	—	—	(21年度限り)
5 犯罪被害者等施策連携促進サイトの創設・運営【内閣府】	8	—	—	—	1	(20年度限り)
6 犯罪被害者団体等との情報交換の実施【内閣府】	1	1	3	2	1	犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換等を行う。【計画 IV(4)イ】
7 犯罪被害者等施策年次報告の作成【内閣府】	5	5	6	1	5	犯罪被害者等基本法第10条に基づき、各年度に政府が講じた犯罪被害者等施策の概要を作成し、国会への報告を含め、幅広く公表する。【計画 IV(7)】

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したものについては「新」、重点とする施策は「重」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「—」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増減額は表示されている計数の差を表示している。